

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

本格的な人口減少社会の到来、ひとり暮らし世帯の増加、生活環境の変化、個人の価値観の多様化などといった社会構造の変化により、地域のつながりの希薄化が進むとともに、家庭や地域における扶助機能が低下し、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題を顕著化させています。

また、支援が必要でありながら福祉サービスにつながらない方、地域のセーフティネットでカバーできない方が増加しており、これからの福祉のあり方として、行政だけではなく、市民や社会福祉法人、ボランティア、NPO法人などの住民活動団体が、行政と連携・協力して対応することが求められています。

国においては、平成 29 年 6 月に公布された改正社会福祉法において、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が明確化されました。これは、制度・分野ごとの縦割りや、支援「する人」「される人」という関係を超えて、地域住民や団体など多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、支え合い・助け合う地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現を目指すものです。

地域共生社会の実現を目指すためには、これまでの、行政からの福祉サービスの提供だけではなく、包括的に支援体制を構築するため「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に取り組む必要があります。

こうした中で、高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って生活していくためには、身近な地域において、お互いに助け合う仕組みをつくっていくとともに、地域住民がボランティア等の福祉団体や民間事業者とともに、行政と協働して地域福祉を進めていくことが必要です。

本市では、平成 25 年 3 月に「瑞穂市地域福祉計画」を策定し、「ともに支え合い」ともに創る 安心して生き生きと暮らせるまち みずほ」を基本理念に位置付け、各種施策を展開し、地域福祉の増進に努めてきました。

また、瑞穂市社会福祉協議会では、平成 28 年 3 月に「瑞穂市地域福祉活動計画」を策定し、各種福祉事業に取り組んできました。

このたび、市と社会福祉協議会と地域課題や地域福祉推進の理念・方向性を共有化し、より具体的・効果的な取り組みを連携しながら行うため、市の「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の見直しを一体的に行います。

2. 計画の位置付け

①地域福祉計画について

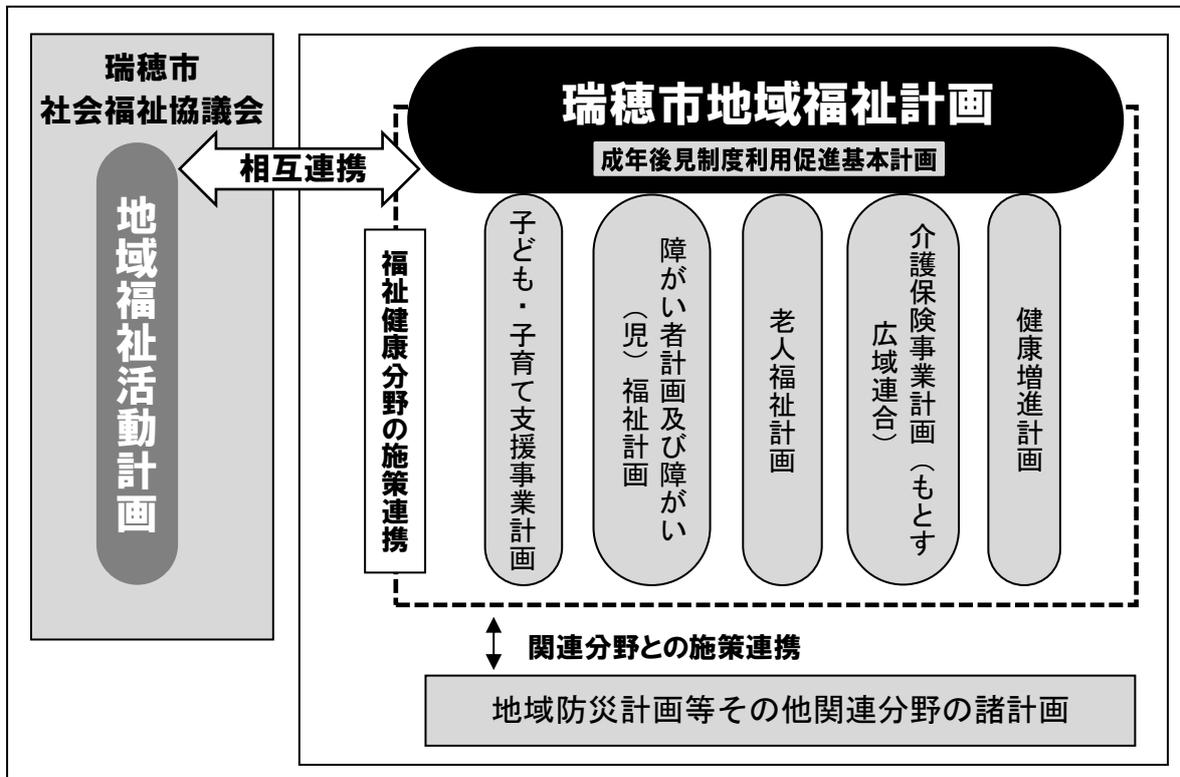
「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づいて市町村が策定し、子育て、高齢者、障がい者といった福祉に関する部門別計画の「共通軸となる施策」を体系化する、福祉健康分野の上位計画に位置付けられます。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）第 14 条 1 項に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」について、福祉計画の中に位置付けます。

②地域福祉活動計画について

「地域福祉活動計画」は、民間組織である社会福祉協議会が策定する活動計画です。社会福祉法第 109 条において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされていることから、「地域福祉活動計画」は、市町村が策定した「地域福祉計画」の理念やビジョンを踏まえつつ、社会福祉協議会が地域住民や関係団体等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示します。

瑞穂市地域福祉計画、地域福祉活動計画の位置付け



社会福祉法(第 107 条抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5. 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

成年後見制度利用促進法(第 14 条1項抜粋)

(市町村の講ずる措置)

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

社会福祉法(第 109 条抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画への市民参画

①市民アンケート調査の実施

市民がともに支え合う福祉社会の実現に向けた各種施策を推進するため、地域福祉に関する市民アンケート調査を実施しました。

市民アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	18歳以上の市民から2,000人を無作為抽出
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査時期	令和2年1月
配布数等	配布数：2,000票 有効回収数：768票 回収率：38.4%

②関係団体等ヒアリング調査の実施

地域の福祉課題等を把握するため、地域福祉に関わる各種団体等に対して、調査シートによるヒアリング調査を実施しました。

③瑞穂市地域福祉計画策定委員会の開催

広く市民等から意見を聴取するために、市民、関係機関・関係団体、学識経験者等で組織された「瑞穂市地域福祉計画策定委員会」において、本計画策定にあたっての意見交換及び審議を行います。

④パブリックコメントの実施

広く市民等から意見を聴取し、本計画に反映させるためにパブリックコメントを実施します。

5. 策定スケジュール

年月	内容
令和元年12月	●第1回地域福祉計画策定委員会の開催（12月9日）
令和2年1月	○地域福祉計画策定のための市民アンケート調査の実施
令和2年6月	○関係団体等ヒアリング調査の実施（～7月） ○庁内関係課に対する調査（～8月）
令和2年8月	●第2回地域福祉計画策定委員会の開催（8月7日）
令和2年9月	○計画骨子案の策定（～10月）
令和2年10月	●第3回地域福祉計画策定委員会の開催
令和2年11月	○計画素案の策定（～12月）
令和2年12月	●第4回地域福祉計画策定委員会の開催
令和3年1月	○パブリックコメントの実施
令和3年2月	●第5回地域福祉計画策定委員会の開催
令和3年3月	○議会報告